

令和7年度 第3回大阪府建設事業評価審議会都市整備部会 議事概要

日 時 令和7年11月18日（火）10時00分から11時30分まで
場 所 Web会議システムによるオンライン会議
出席委員 内田部会長・織田澤委員・高橋委員・中磯委員・中村委員・長町委員（6名）
議 題 （1）審議対象事業について
（2）府民意見等の募集結果について
（3）意見具申（案）について
（4）その他

【議事概要】（◆部会長、事務局等の説明等、○委員の発言、⇒部局等の応答）

◆ [部会長]

本日の審議予定案件は1件。前回審議での意見への回答として「主要地方道茨木摂津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業」の説明を受け、改めて議論したい。

（1） 審議対象事業について

道路改良事業

◆ [都市整備部 道路室 道路整備課]

資料2「追加説明資料（主要地方道茨木摂津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業）」に基づいて説明。

◆ [事務局]

本日欠席の荒木委員から書面にてご意見いただいているので事務局より代読させていただく。ご指摘は2点。

1点目。主要地方道茨木摂津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業について、事前評価の段階で断層まで調べることは一般的に難しいこと、また、本件においてもそうであったことは分かった。ただ、事前評価の段階では断層について調べることなく、設計に入るまでは調べないでおくというのは、建設評価制度の意義を考えると、適切とは言えない面があるように思う。もちろん、仮に全ての事案において事前評価の段階で断層について調べなければならないとするならば、そのための調査のコストや時間を要することになり、断層がない場合を考えると無駄なものになってしまふので、全ての事案で事前評価の段階で断層について調べなければならないとは言えないであろう。とはいっても、断層があることが分かってから橋種変更を行い工事費が増加するという事態が本件のように今後も起こり得る以上は、可能な範囲では、そのような事態が生じないように努めるべきではないかと

思う。つまり、可能であるならば、今後は、事前評価の段階で断層について念のため調べておくべき場合と事前評価の段階ではなく設計に入ってから断層について調べるのでよしとする場合との線引きをしてほしい。もちろん、そのような線引きがそもそも可能なのかどうか、私には分からぬ。しかし、それが技術的にみて可能であり、社会的にみても適切なものといえるのであれば、事前評価の段階で断層について調べて予め橋種変更を行ってその事前評価を行うようにしてほしい。

2点目。現在は大阪府ウェブサイトや土木事務所で意見募集を行っているが、事業実施場所から遠く、周辺住民に情報が届きにくい。

もし困難なく実施できそうであれば、府民意見募集を事業実施箇所の近くでも行えるようにしてほしい。

◆ [部会長]

事業課からの追加説明に加えて、本日欠席の荒木委員からのご質問やご意見について紹介してもらった。まずは事務局、担当課の方から荒木委員からのご指摘についての回答をお願いしたいと思う。

これらの回答も含め、今日ご参加された委員には順番にご質問、ご意見を伺いたい。

⇒ [都市整備部 道路室 道路整備課]

1点目について。断層位置に関しては道路橋示方書にも記載のとおり、調査費用や調査期間を要しても確実に特定できる性質のものではないことから、事前評価の段階で断層位置まで調べることは困難であり、事業化後の解析業務や詳細設計の段階において深化していくものと考えている。

⇒ [事務局]

2点目の意見募集については、令和5年度以前は事業企画課及び府政情報センターにて配架し、郵便、FAX、電子メールのいずれかで募集しており、令和6年度からは上記に加え、配架場所に事業を実施する現場最寄りの土木事務所のある府民センタービルを追加した。さらに令和7年度からは、大阪府行政オンラインシステムによる提出方法を追加し、広く府民意見を募集できるよう、改善に努めているところ。委員ご指摘のように、府民意見募集を行っていることが周辺住民に伝わるように、市役所や町村役場での配架の可否も含めて、今後検討していく。

◆ [部会長]

説明や回答の内容を踏まえ、本日出席の委員からもご意見伺いたい。

○織田澤委員

事業課からの説明資料の冒頭にあった1点目の委員意見は、私の発言であったと思う。これまでの経緯を説明いただきて、当時予見ができたかというと、そうではなかったと理解した。荒木委員のご指摘とほぼ同じ感想をもつが、本案件についてはやむを得ない部分が大きいという理解である。

また、今回は設計の見直しのみでなく物価上昇によるものが金額的割合として大きく、その要素は除いて議論すべきと考える。前回の審議会の時点で、資料2の4ページでは、令和3年度の段階でも5億円ほど物価が上がった分が金額としてはあり、これを仮に差し引くと、増額は10億円ぐらいということで、全体事業費の15%ぐらいの変動であると見受けれる。その前提で言えば、事前に詳細なボーリング調査を実施すべき案件だったかどうかというと、私は事後的に判断するとそうではないという範囲と理解をして、これまでの対応がある程度適切だったと捉えている。

ただこれは本件に対する意見であって、一般的にはやはり感度分析等を事業実施時にされる際、仮に今回のようなコストが大幅に増加するようなケースになると概算でどの程度、事業費が増える可能性がある、といったような情報提供をいただくことが技術的なフォローとしてこの審議会にとって非常に重要と思っている。

実際に国の公共事業評価の委員会などでは、事業費の算定に関してこういった視点で継続的に議論されている。繰り返しにはなるが、常に最新情報を収集いただきて、この審議会でも何ができるのか、今回の経験をフィードバックしていただくというのが非常に重要なのではないかと思う。

○高橋委員

私も追加説明資料等でこれまでのプロセスが分かったところがあるので特に意見はない。織田澤委員がおっしゃった通り、資料開示のタイミングであったり、どこを改善すべきであったり、という点が本件に関して本当におっしゃる通りで、設計変更による増加は、令和7年度の時点ではそんなになく、物価上昇がメインであると感じた。

○中儀委員

事前評価の際に断層の存在する確率がどの程度あったのか全く見当がつかないが、近傍にもし断層があれば確率的に本事業区間に存在する可能性も高くなるだろうと考える。断層がほぼないだろうと思われてきたなかの現状なのか、断層の存在の確率はあるけれども無視されてきた現状なのかがよく分からなかった、と感じる。断層の存在の確率があるのであれば、もし断層があった場合はいくらぐらいのコストになるのか、概算金額ぐらいは出しておくべきだったと思う。

○中村委員

私は特に追加の意見はない。織田澤先生や荒木先生のおっしゃる通りかと思う。物価については、どのぐらい上振れするかというのは予測がかなり難しいので、ここは今回のタイミングで再評価になってしまったことは仕方ないのかなと個人的には思う。

物価は正確に予測できればいいが、国の方で示されている予測値に従って本事業の物価変動も予測されているとなると、どうしてもその国の予測値を上回った場合、仕方ないという風には感じる。

○長町委員

すべて理解できる内容であり、特に意見はない。

◆ [部会長]

皆さんの意見を総合すると、物価上昇に伴う事業費の増加については当然やむを得ないであろう、という点と、今回のケースで言えば断層による設計変更の取り扱いを事業評価の仕組みの中でどのように取り扱っていくのか、ということが問題であるかと思う。

まず、事業評価の枠組みと関係して申し上げると、現状、再評価の要件が「事業費の3割以上を変更する場合」という要件だけになっており、これについては昨年度も疑問視したところである。当初から、物価が上がることによって当然のように機械的に上がっていくという状況が近年は続いているが、ただもちろん貴重な税金を財源にしているわけで、物価上昇に伴うものであっても事業費が一定割合、3割より厳しくてもいいぐらいであるが、増えた際には再評価しようという現行の要件は据え置きでよいと思っている。

もう一つは、事業費が仮に増えずとも大きな設計変更があった場合には、やはり念のために再評価に諮るのが望ましいのではないか、という点。昨年度、親会の方できちんと議論しようという形で継続審議になっていたと思う。

これに加えて、特に今回の案件は東日本大震災など色々な経過を踏まえて、断層が存在する可能性のあるところに建てられる橋脚については、極めて頑丈なものを造ること、というような形で技術基準が見直された平成29年、そのもとで具体的な設計にあたっての運用を定めた令和2年、というタイミングを経ているものである。

感覚的に申し上げると、橋脚部分だけで見ても、倍ぐらいお金を掛けてでも立派なものにしないと、要求される構造を満たさない形になってきたという印象を持っている。このように技術基準が変わったときには自動的に再度評価しないといけない、というような考えが必要ではないかと感じている。

皆さんからもご意見いただきたいのは、今後似たような案件が出てくる中で再評価をするにあたって何をトリガー、要件とすべきか。親会マターであると思うがご意見伺いたい。まずは、①全体事業費の増減、それから、②社会的状況やその事業を取り巻く状況に

より設計変更、大規模な設計変更を伴う場合、さらに、③国全体に関わるような大きな技術基準の変更があることからかなり構造形式が変わるだろうと想定される場合、この3点程度が再評価を行う要件として考えられると思っている。

それから、今回の案件に関して言うと、皆さんに伺っていても事業中止などを求めるようなものではないと感じるところではあるが、振り返ってみて、必ずしもその評価のプロセスが適切であったと思えない、というような印象もあるかと思う。

先ほど申し上げた今後に向けての制度論的な話で言うと、令和2年度までは、橋梁構造を全くどうすべきかというのもわかっていない状況であり、そのような状況で審議しても意味がないということであったかと思う。ただ令和3年度に解析検討業務というのがあって、ここで橋脚の本数であったりとか、基本的な形状であったりというのはほぼ決まったはずである。

実際は、その後詳細設計を進めると設計内容がかなり変わる上、詳細な事業費も設計を進めていかないと固まってこないというのは理解できるが、先ほど申し上げたような今後の審議会の枠組みのことと関連させて考えると、今回の案件で言うと令和3年度の解析検討業務の終了段階で、橋脚の数については増え、桁の構造も変更するというのは見えたはずである。詳細の事業費について精査することは難しくても、事業費が少々変わったとしても、コストに対してベネフィットが大きいことから、結論には影響しない。令和4年度あるいは令和5年度の段階で事業再評価にかけていたら、これから進めていくところでの留意点などを指摘した上で、実行する必要性が高い事業であるから、効率化も含めて、事業進捗していただきたいというような意見を付して、進められたケースであったというのが私の印象である。

各委員にも、今後に向けての制度面の話、今回の案件に付帯意見を付けるかどうか、大きくはこの2点でご意見を伺いたい。

○織田澤委員

内田部会長より言及のあった、親会マターの部分とおっしゃられたところについては、まず物価上昇の扱い、事業費における3割の変動といったボーダーを今後のルールとしてどう考えるのかは決めておくべきと確かに思った。

事業費の3割増減というルール上で言えば、今回の案件では令和3年度には設計変更があったとしても詳細な増額幅は把握できなかったものと考える。そのような状況であっても設計変更があった場合の新たな考え方など、しっかりと審議会のルール、建付をいろいろと議論するタイミングに来ている、と思ったところ。また、今回は制度上、手続きに問題なかったということだが、検討を重ねる中で技術者として気になるところが皆さんおありだったと思う。そういう点も盛り込んでいただいて審議会の俎上に載せていただくことが重要であると考える。予測できないことを想定しろとは当然申し上げられないが、事業に対して考えられるリスクがあるということを、例えば前回の平成30年度の

審議会の中でも、説明がどの程度されていたかが重要であると思う。最終的には「そこまで精度の高い積算はできない」とも言っていただいて結構だと思うが、審議会で審議をするにあたっては、より情報がしっかりと提供されていることが仕組みとしては重要であると思っているので、今後そういた視点で議論をサポートいただければと思う。

○高橋委員

1点目は私も答えを持ち合わせないが、事業費3割増といった再評価の要件であったが故、今回なかなか審議にあげていないというところを、審議できるように何かしらの新たな基準は必要かと思う。ただ、昨今の物価上昇の影響の中で現行の要件である「事業費3割増」のこの割合を変える形で基準を変えるのもそれは少しナンセンスな気がしている。今回のように、審議要件からはこぼれてしまう、あるいは他の類似案件でも要件からこぼれてしまうような案件で、何か共通項を探って、その結果を反映する形で新たな基準を設けることを検討していくという議論が、今後できればいいと思った次第。

2点目の付帯意見については、私としては今回の件で特になくてもいいと思っている。

○中巣委員

「事業費が上がったからといって結局中断することはできない」「もう工事がどんどん進んでしまっている」「今までの進捗分があるからやめられない」という言い分がこの審議会の常であると感じている。事業の初めの段階で、高くなったらいくらぐらいの金額が予想されるがそれでもやるのかどうか、といった段階で審議、検討しておかないと結局審議する意味がないと考える。

工事についても手のつけやすい箇所から着手されていると思うが、今回のように費用面で増加するかもしれない箇所を中心に先に調査しておよその金額を把握しないことは、全体工事が進んでしまったら結局「今からでは事業を止められない」で議論が終わってしまうので、本当にこの審議会が意味のあるものにしようと思えば、早い段階で審議ができる制度にしないと、今回のように事業費が高くなってしまったときにはもう既に手遅れであるようにいつも思う。

○中村委員

制度面については、各委員がおっしゃる通り。改善に向け議論を進めていくべきとは私も思うが、物価をどこまで事前に事業費に織り込むか、または予測しておくかは難しいと思うところ。単に物価の話なのか、資材の高騰なのか、後者であれば不確実要素があるし国際情勢に影響される部分があることから、確実に予測できるものではないというのが私見である。そこをルール化する、あらかじめ織り込んでおく、予測値としてこれまでの最大上昇幅みたいなものを予測値として見込む、幅を持たせておくといったことはできるかとは思うが、正確にそれを資料に反映できる精度で算出ができるかと言われると、や

はり難しいのではないかと考える。

断層に関しては各委員がおっしゃるように、あらかじめそういう可能性があるのか、ということは検討すべきと思うが、物価に関連するものについては出来る限りの予測、対策はしておくべきかとは思うが、実際には出来ないところもあると感じている。

○長町委員

1点目、3割の変動といった評価要件がどうかという点、このジャンルではたくさんの再評価、再々評価案件が出てしまうのは、今、物価上昇の時期に来ており、資材高騰もあって致し方ないことであり、これはある種そのときに委員をしていると、大量の審議があって大変であるだけの話であって、問題ではないのではないかと思う。

私が気にするのは2点目。本件を題材に一筆、審議会のルールについて委員が意思を持っていると表明するのはありじゃないかという考え方である。景観を専門とする立場からすると、今回たまたま令和3年度に断層の問題で解析した後に設計変更が生じて、詳細設計の進捗過程でたまたま橋梁としても綺麗な橋梁構造に落ち着いて、その点で事業費が上がってきたという流れにおいては、景観分野の視点からは問題なく見受けられ、金銭的問題での評価の視点のみに至っているところ。

部会長がおっしゃるように当初設計からの経過で問題とされるのは、令和3年度にコストの増加見込みを見過ごしていること。再評価の要件が設計変更時ではなく、見過ごされているということであるので、制度上何らかの対策を考えないといけないのではないかという各委員からの投げかけに私も賛同するところである。

下手をすると非常に無骨で、かつコスト合わせが行われてしまい、事業評価での審議を逃れようとするがため、おかしな橋梁ができてしまう、といったようなことも、パターンとしてはあり得ると危惧する。

たまたま今回はそれが起きなかつたわけで、こういった審議の機会や評価のしがなくスルーされる可能性がある。ただ一方で、実際には設計変更がどんどん起きて事業が進捗し、やがて、ものが出来上がるといった状況が考えられなくもない。何はともあれ、本案件は、金銭的な要件のみで審議となる仕組みもおかしいものの、これまでの設計変更が起きたタイミングで審議すべきであったのではないか、といったような意見は残していただきたいと考えている。本来、設計変更自体は構造物がよき方向に変わるものと思うが、設計変更に対する再評価の要件がないことには、建設されるものがコスト見合いで悪しき方向に変わるかもしれないという不安を感じる。

◆ [部会長]

この案件については、今後の予定として皆様のご了解が得られれば、府民意見募集に入るものの、30日以上の意見募集期間を設けて、それが集まってから最後に再度意見を伺うといった手続き・審議の流れである。今日の時点での結論と提案に入りたい。

まず、制度面については、いくつかの論点があることを私から示し、皆さんのご意見をいただいたところ。それを踏まえて、親会マターということで、今年度最後に開けるかどうかは分からぬが、親会側の課題としたい。

そして、具体案件の茨木摂津線佐保橋梁については、事業継続という府の対応方針（原案）に反対するものではない、という委員の皆様の合意がいただけたものと理解している。加えて、付帯意見については、この部会として、それなりに問題意識を持っているということを明示した方がいいというご意見、一方、本来の制度の見直しができるのであれば、この件を特段取り上げて何か書く必要はないというご意見に分かれていると思うが、これについては、府民意見募集の後に議論するという形にしたいと考える。事務局には、この点きちんと議事録にまずは残しておいていただきたい。

最後にもう1点、冒頭、荒木委員よりいただいた意見の1点目。「あらかじめ断層の有無を調査すべきか否か、仕分けをした方がいい」とご意見されていることについてである。これについては、この審議会のメンバーの中で最もハード面、土木分野に携わる立場として申し上げると、ほとんど不可能だという感覚を持っている。断層は本当に掘ってみないとわからないもの。日本列島どこでもそうであるが、調べてみれば断層がないところがあるはずない、というような地盤・地質状況である。昔、海だった大阪市内の沖積層などは、上層に柔らかい土質のものが積み重なっているだけに、断層の影響があまりないといった程度のことは言えるかもしれない。何もひびが入ってない地面が山里にあるとは思えないし、それがどれだけの被害をもたらすようなものかというところまで調べようと思うと、結局詳細にトレンチ（大きな溝）を掘り込まないといけないということなので、あらかじめそのような仕分けをするのはかなり難しい。対策として、道路橋に関しては設計の考え方として整理されたものがあるので、その範疇での危険側、断層にかかることでかなりコストが増えるというようなパターン、逆に安全側で断層にかららずに比較的軽い構造で済むパターン、というような2パターンを算出し提示する、といったやり方もあるかと思う。それらはもちろんあまり精度も高くないレベルで結構なので提示いただく、というようなやり方が現実的なところかと考える。最初から線引きをするという荒木委員のご提案については対応が少し難しいというのが私の考えである。

ご意見いただいた論点等を踏まえて、本日の結論としては、府民意見募集のち、再度付帯意見を付すかどうかということについて改めて議論を行う、というのが提案である。この点に対するご意見、それから付帯意見についても、こう言った文言も必要ではないかという視点がもしあれば、いただきたい。

○織田澤委員

付帯意見について、例えば過去の事業評価を含めて何かコメントをするということも含んでいいものかというところ。それと、この事業の今後の進捗という観点で書く必要があるかどうかと言われると、その観点で書くことはあまりないと考えている。今回議論の

メインは、なぜ今になって審議なのか、過去の時点で分からなかったのかという点であると思う。

◆ [部会長]

おっしゃる通り、織田澤委員の考え方で言えば個別事業の付帯意見での項目として言及するのはおかしいのではないか、という考え方もあるかと思う。

○高橋委員

私も特段、付帯意見は不要と思う。付帯意見を拒む意図ではないが、今後の審議の在り方は議事録等でしっかり記録を残しておいていただきて、引き続き検討を重ねていただければいいものであると考えている。

○中磯委員

付帯意見として記すべきでないことが何なのかが判然としないので、必要ないということは断言できない。書いておいてもいいものではないかという感じもしていて悩ましいところ。

◆ [部会長]

中磯委員のお立場になって解釈するならば、資料2の4ページには、令和3年度末には設計変更等で具体的な設計変更の内容が明らかになっている。制度に問題があるとしても事業費も一定出していることから、今回の件について令和3年度末、4年度の段階できちんと確認した上で、場合によっては、それ以後の橋梁の詳細設計や用地買収は進めるべきではなかったということがあり得るわけであり、その点は付帯意見として書くという考え方もあるということかと思う。先ほど委員がおっしゃったように、結局、審議をしても、今更止められないというタイミングで審議を行うのはおかしいというのは、私も常々想いとしてあり、申し上げていることである。ただ、それが本件の付帯意見としてふさわしいかどうかについては、もう一度じっくり考えたい。

○中村委員

私自身、付帯意見に関してまだイメージを持ち合わせられていないので、他の委員のご意見も伺いながら引き続き考えたいと思う。

○長町委員

自分が気にしているのは、この評価制度の仕組みの点。この事案に関する付帯意見としては付すようなものではないような気はしている。ただ制度の話について、きちんと議論がされていることが議事録以外で表に出るタイミングがあるのかがわからなかったため

申し上げたところ。なので、審議会でご判断いただき、この事案を利用して先ほど各委員が言及されたような評価要件やタイミングに関する検討が要るのではないか、という議論を前に一歩進めることができるのであれば、この事案に付帯意見はなくて良いというスタンスでいる。

◆ [部会長]

形式的には、ここは部会であることから個別案件だけを議論するというところではあるものの、親会メンバーも同一であることから、これをきっかけとして、やはり親会の方で議論をするにしても、その議論のきっかけになった事業、具体的な根拠としての問題点というのは付帯意見に示した方がいいというスタンス、記載する可能性としては残しておく。長町委員がおっしゃったことの繰り返しにはなるが、他方できっちり動くのであれば、高橋委員も同じような趣旨だと思うが、この件に特段何か付帯意見をつけるようなものでもないというのも理解できるところ。

ただ仮の結論としては、プロジェクト自体の進行を止めるというようなことはなくて、対応方針については、事業課のご提案を認める方向で府民意見および意見陳述の募集の手続きに移るということで、お認めいただいたと理解してよろしいか。

(各委員、異議なし)

それでは1ヶ月程度、府民意見等の募集手続きに移ることとする。

(2) 府民意見等の募集結果について

◆ [部会長]

府民意見募集したものについての結果報告を事務局より説明願いたい。

◆ [事務局]

第1回建設事業評価審議会都市整備部会（令和7年9月22日実施）において、再評価事業の1件「①都市計画道路大阪瓢箪山線 街路事業」、また事前評価の2件、「②主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線 道路改良事業」「③都市計画道路大阪瓢箪山線 街路事業」の計3件において、第1回府民意見等募集を実施することについて、審議会にてご承認いただき、手続きに進むことを説明した。その募集結果についてご報告申し上げる。資料4をご覧いただきたい。

3件に関する府民意見および意見陳述の募集について、令和7年10月3日から11月4日まで実施した。その結果、府民意見および意見陳述の申し込みの提出は0。いずれの案件に対しても意見提出等はなかった。以上、結果報告とさせていただく。

◆ [部会長]

第1回部会で審議した4件のうちの3件については、府民意見募集に移るということで手続きを進めたところである。ただ第1回審議において③の大坂瓢箪山線の事前評価分については議論する時間が取れなかった。

十分な審議していると必ずしも言えないところがある。またこの「③大阪瓢箪山線街路事業」の事前評価というのと、同じく「①大阪瓢箪山線街路事業」の再評価があり、路線としてはひと繋がりのものである。事業区間を分けて、①の事業の方がより東側の区間、③の事業のほうは区間の西側が府道大阪中央環状線に接続するもの。事務局には③の事業について資料をご提示いただきたい。（第1回審議会で使用した「都市計画道路大阪瓢箪山線 街路事業」の追加説明資料を追加提示。資料【参考1】）

資料の2ページ。下に図面があるが、東西に走っている部分。この道路の概略図の中央にあるのが、近畿自動車道および大阪中央環状線。ここに接続する形で西側0.4kmの区間がまだ事業として残っていて、事前評価の対象になったというのが③の路線。

それから同じ図の右側、東花園駅から、国道170号（外環状線）に繋がる部分。ここ0.9kmもまだ出来上がってない事業中区間ということで再評価案件として審議してきたところ。

委員の皆様にご意見いただきたいのは、府民意見募集の結果としては全ての案件について何もなかったわけであり、府民意見が何もなかったことについてのご意見というのもあるかもしれないが、どういったスタンスで臨むべきなのか、それから、この③の案件について何か懸念されることがあれば、ご指摘いただきたい。

○長町委員

事務局からのこれまでの説明や資料から、大阪瓢箪山線の両事業とも、実施・継続については賛成であるが、意見がゼロという点については意見申し上げたい。この案件に関わらず再評価や再々評価は構わないと思うが、事前評価という物事のスタートのタイミングで意見がないというのはなぜか、と素朴な疑問でお尋ねすると、この場に提示いただいているような、土木事務所の他、事業調整室事業企画課と府政情報センターでは開示をしているということであった。ただおそらくこの近隣に住んでおられる方や実際に施設を使われている府民の方にとって全く知らない話になっている状態でないかと思う。府民意見募集は長年そういうものだということで継続してこられたのかもしれないが、社会の趨勢も変わり、今は各所で市民参加、市民の力、公民連携といったキーワードで社会参画を進めている流れがあり、そういった状況の中、府民の意見が 1 つもない意見募集結果って一体何なんだろうという、素朴な疑問である。

周知する方法についてすぐに解決しなくてもいいが、この審議会を通じて、府民意見をしっかりと吸い取っていく方法、手法論について、改善策というか大阪府の担当がどうしたら近隣住民の方の意見を聴取できるのかアイデアを出していく必要があるんじゃないかなと感じた次第。その努力の結果、やはりどうしてもゼロといったこともあるかもしれないが、何かこうしたらもっと府民意見が反映されたと自信をもって説明できる仕組み作り・アイデア出しが必要じゃないかと思った。

◆ [部会長]

今ご指摘いただいた点は、今回審議会の冒頭、荒木委員からも言及のあった 2 つ目のご意見と同じ趣旨かと思う。事務局サイドからの回答は先ほど述べてもらったものと同様かと思う。今後に向けてアイデア出しの必要性をご指摘いただいたということで、次回以降、親会の方で議論する方向で考えたい。

○織田澤委員

大阪瓢箪山線自体について、特に意見はない。本案件について事前に説明を伺った際には、事業区間を割って細切れに評価することについて意見したかと思う。こういった評価方法については個別案件というよりは制度的な議論かと思う。また、細切れにした場合にはB/C的には厳しく算定される可能性がある中で、本件については費用便益も 1.0 をクリアしているということですので、効率性の観点からは問題ないのかなということについてもコメントしたと記憶している。

◆ [部会長]

工区割りの仕方によって、有利・不利な見せ方はいくらでも操作できるというところがどこか違和感がある、というのは、以前から織田澤委員の意見に同じく思うところである。

ただ今回この部分が事前評価で残ったと要因に関しては、今共有してもらっている資料、箇条書きの5つの部分、その1つ目の大阪モノレール延伸事業における新駅の設置検討・設計とリンク、調整を要する区間であるということで、今回最後まで残った区間であるという説明を受けて私は納得したところ。必然性があって工区分割されている部分についてはきちんとわかりやすく説明することによって府民へも適切に伝わり理解いただけると思う。そのことは先ほど長町委員からご指摘いただいたような、府民意見募集の話でもあるが、結局、判然としない資料、訳が分からず「それがどうしたの」という内容の資料だと、誰も読まないし、読んだとしても意見も出さないということにも繋がろうかと思う。事業区間の相互関係や意味合いをわかりやすく説明するということについては引き続き努力いただきたい。

ここまでを踏まえて、この3件については意見具申する流れとなる。その原案を事務局より説明願いたい。

(3) 意見具申（案）について

◆ [事務局]

資料5をご確認願う。まず初めに意見具申とそれ以降の流れについて説明する。

意見具申はこれまでご審議いただいた案件について、大阪府建設事業評価審議会としての意見を取りまとめた資料となる。

意見具申に関する部会の決議については、大阪府建設事業評価審議会都市整備部会運営要領第4に定める通り、審議会の決議となる。

意見具申は審議会名で作成、大阪府知事あてに報告することとなる。

意見具申は公表、この審議会での意見具申を尊重した上で事業担当課は対応方針を決定し、その後報道発表およびホームページ上にて公表する流れとなる。

引き続いて、意見具申（案）について、事務局にて案を作成したので説明する。

まず一つ目。令和7年度の審議という形で、審議の経過を記載。二つ目に審議対象の基準、三つ目に開催状況を記載しているので確認されたい。

次に審議結果として事前評価の2件について対応方針としては「事業実施」、再評価の1件については「事業継続」として、案を作成している。

◆ [部会長]

今回の3件については、第1回の部会でも大きな問題点はなかったことから、付帯意見を付けなければいけないものはなかったと記憶している。また、記述上の軽微なミス程度はあるかもしれないが、それは部会長一任で修正させていただく。

付帯意見の項目、この項目自体を削除したような形で、意見具申として提案するが、委員の皆さんいかがか。

(各委員、異議なし)

それでは、表記上のミスの修正と、大阪瓢箪山線の再評価、事前評価の区別がつくような形での表現に改めたもので最終の意見具申の文書とする。

これにて本日予定していた審議は以上かと思う。以後の進行については、事務局にお返しするので、本日のまとめ、次回の開催予定等の説明をお願いする。

◆ [事務局]

府民意見募集する案件について、今後事務手続きを行い、30日間程度の募集期間を設ける。次回以降の予定については、資料1-2のとおり。次回12月下旬ごろWebでの開催を予定。第4回審議会においては、現在府民意見等の募集期間にある4件の事業について、その募集結果の報告等を行う予定。

以上